

福島県建築関係工事特記仕様書 【R6年7月版】

I 工事概要

1 工事名称	<hr/>
2 工事場所	<hr/> <span style="float: right;">地 内</span>

建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第1区分	備考
1					
2					
3					
4					

※詳細は工事概要書による

4 電氣設備工事概

電力貯蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直流水電源装置 ( )</li> <li>・非常用照明電源、火災警報設備専用電源専用 ( )</li> <li>・安全警報専用電源専用 ( )</li> <li>・常用照明電源専用 ( )</li> </ul> <p>・交換兼停電電源装置 用途 ( ) 容量 ( ) kW (UPS)</p>
発電設備	<p>原動機 ( )</p> <p>発電機 ( ) 相 ( ) 線式 電圧 ( ) V 50HZ</p> <p>定格出力 ( ) kVA</p> <p>・太陽光発電装置 太陽電池アレイ公称出力 ( ) kVA</p> <p>・( ) 発電装置 ( ) kVA</p>
中央監視制御設備	<p>管理点数 ( ) 点</p> <p>管理対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力設備</li> <li>・発電設備</li> <li>・防災設備</li> <li>・給排水衛生設備</li> <li>・空気調和設備</li> <li>・昇降機設備</li> <li>・( )</li> <li>・( )</li> <li>・( )</li> <li>・( )</li> </ul>

## 5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

空気調和方式	・空気調和方式 ・吸収冷温水機 ・空気熱源ヒートポンプユニット ・	・パッケージ方式 ・吸収冷温水機ユニット ・パッケージ型空気調和機 ・	・
主要空調機器	・	・	・マルチパッケージ型空気調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

換気装置	機械換気 (・有り・無)
排気装置	(・有り・無)
自動制御装置	電気式 (・電子式)
給水装置	・水道直結方式 ・高層タップ方式 (・上水道・井戸水・中水)

消火設備	ポンプ送水方式 ・ポンプ内に污水・雜排水 （・ 分流 ） ポンプ排水 （・ 溝水 ） 污水放流先 （・ 公共下水道 ） 雜排水放流先 （・ 公共下水道 ）	（・ 上水 ） ・ 井水 ） ・ 中水 ） ・ 合流 ） ・ 雨水・雜排水 ） ・ 污水 ） ・ 屎尿淨化槽 ） ・ 屎尿淨化槽 ） ・ 個溝 ）	・ 増圧ポンプ方式
ガス設備	・都市ガス （①供給業者名 ②種別 ③発熱量 MJ/Nm <sup>3</sup> ） ・液化石油ガス		

II 工事仕様

1 図面及び本体記仕様書に記載無き事項は、次による

\*「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県・木部)  
※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官房督修部監修)  
※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官房督修部監修)  
※「公共建築工事標準仕様書(暖機工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官房督修部監修)

\*「公共建築工事標準詳細図」(令和4年版) (国土交通省大臣官房宮室・官署部整備・監修監修監修)

\*「公共建築設備工事標準図」(令和4年版) (国土交通省大臣官房宮室・官署部整備・監修監修監修)

\*「公共建築設備工事標準図」(令和4年版) (国土交通省大臣官房宮室・官署部整備・監修監修監修)

- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房企画局審議部監修)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(電設設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房企画局審議部監修)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房企画局審議部監修)

- ・「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官厅營繕部監修)
- ・「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官厅營繕部監修)
- ・( )

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。  
※「公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

2 項目は、原の前に〇印、または番号に〇印の付いたものを選用する。選用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、〇印の付いたものを選用する。  
①〇印の付かない場合は、※用の付いたものを選用する。  
②〇印と※印の付いた場合は、原のを選用する。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の記事事項欄に「[県・都・]」と記載しているものは、「公共建物係員共通仕様書」を示し、( )書きは「公共建築施工標準仕様書」、〔 〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の「章・節・項」番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

福

項目	特記事項																																																																			
○ 1 通用基準等	<p>・共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)  ※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁常総部監修)  ※ くしま土木施工等ニバーサルデザイン指針  ※ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工程・全工程・一部工程 (JASS ))  ※ 建築施設工事における退床日付促進工事実行要領  ※ 建築工事標準仕様書(福島県土木部)  ※ 建築キャリアアップシステム活用工事実施要領</p>	<p>1 ○ 20 建設工事使用機械等  一般共通事項  ○ 21 設計GL  ○ 22 既存部分等への処置  ○ 23 他工事との取合い  ○ 24 建築材料・設備機器等  ○ 25 電気工事士  ○ 26 火災保険等  ○ 27 官公庁への請手続き等  ○ 28 檢成工期  ○ 29 BELS申請書作成及び申請手続き  ○ 30 週休2日促進工事  ○ 31 入札時積算数量書活用方式  ○ 32 情報共有システム  ○ 33 連隔離場  ○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)  ○ 35 その他</p>																																																																		
○ 2 施工条件	<p>・下記以外は図示等による。  (1) 工事車両の駐車場 (※構内・( ))  (2) 施工資材庫 (※構内・( ))  (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内・( ))</p>	<p>※ 建築工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。  ※ 建築工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。  ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。</p>																																																																		
○ 3 工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。 施工図 建設機械の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。																																																																		
○ 4 技能士	※ 通用する ・通用しない	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>作業の種別</th> <th>等級区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事(空枠施工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>鋼構造工事(ビーム)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事(フロア建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、サッピ施工、ガラス施工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>防水工事(アッパル防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塗膜防水工事作業、シリング防水工事作業)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>石工事(石材加工(石張り施工))</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>タイル工事(タイル張り)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>木工事(建築木工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>木造工事(建築木工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>構造及びひび工事(建築板金(内外装板金作業))</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>金属工事(内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業))</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>左右工事(左音)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>建具工事(サッシ施工、ガラス施工、自動ドア)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>鋼構造工事(鋼構造(建築作業))</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>内装工事(プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表紙(建築作業)、壁工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>被覆工事(造園)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>配管工事(配管)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>保溫工事(熱絶縁施工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>冷暖空調機と機器施工(冷房、冷却及び空気調和機器の据付及び整備)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>グリット製作及び貯蔵(建築板金施工)</td> <td>・全て・( )</td> <td>・1級・1次又2級</td> </tr> <tr> <td>※作業積算量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができます。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種別	作業の種別	等級区分	鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業)	・全て・( )	・1級・1次又2級	コンクリート工事(空枠施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	鋼構造工事(ビーム)	・全て・( )	・1級・1次又2級	ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事(フロア建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、サッピ施工、ガラス施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	防水工事(アッパル防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塗膜防水工事作業、シリング防水工事作業)	・全て・( )	・1級・1次又2級	石工事(石材加工(石張り施工))	・全て・( )	・1級・1次又2級	タイル工事(タイル張り)	・全て・( )	・1級・1次又2級	木工事(建築木工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	木造工事(建築木工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	構造及びひび工事(建築板金(内外装板金作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級	金属工事(内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級	左右工事(左音)	・全て・( )	・1級・1次又2級	建具工事(サッシ施工、ガラス施工、自動ドア)	・全て・( )	・1級・1次又2級	鋼構造工事(鋼構造(建築作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級	内装工事(プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表紙(建築作業)、壁工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	被覆工事(造園)	・全て・( )	・1級・1次又2級	配管工事(配管)	・全て・( )	・1級・1次又2級	保溫工事(熱絶縁施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	冷暖空調機と機器施工(冷房、冷却及び空気調和機器の据付及び整備)	・全て・( )	・1級・1次又2級	グリット製作及び貯蔵(建築板金施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級	※作業積算量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができます。		
適用工事種別	作業の種別	等級区分																																																																		
鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
コンクリート工事(空枠施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
鋼構造工事(ビーム)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事(フロア建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、サッピ施工、ガラス施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
防水工事(アッパル防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塗膜防水工事作業、シリング防水工事作業)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
石工事(石材加工(石張り施工))	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
タイル工事(タイル張り)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
木工事(建築木工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
木造工事(建築木工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
構造及びひび工事(建築板金(内外装板金作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
金属工事(内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
左右工事(左音)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
建具工事(サッシ施工、ガラス施工、自動ドア)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
鋼構造工事(鋼構造(建築作業))	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
内装工事(プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表紙(建築作業)、壁工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
被覆工事(造園)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
配管工事(配管)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
保溫工事(熱絶縁施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
冷暖空調機と機器施工(冷房、冷却及び空気調和機器の据付及び整備)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
グリット製作及び貯蔵(建築板金施工)	・全て・( )	・1級・1次又2級																																																																		
※作業積算量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができます。																																																																				
○ 5 イメージアップ	・通用する ※ 通用しない ・仮囲いの美化 ・フラーーボックスの設置 ・夜間照明設備																																																																			
○ 6 発生材の処理	・有価物( ) ・引き渡しを要するもの( ) ・現地において再利用化を図るもの																																																																			
	施設副産物	処理方法等	備考																																																																	
○ 7 監督員事務所	・説明する (規模: m <sup>2</sup> 程度) ※ 説けない 優品については、監督員の指示による ・別途施工事による																																																																			
○ 8 工事用表示板	※ 通用する ・通用しない	[県:第1編 図1.3.1]																																																																		
○ 9 施工履歴	※ 通用する (・設置は建築工事とする) ・通用しない	[県:第1編 図1.3.3]																																																																		
○ 10 色彩計画	※ 色彩計画あり (・図示 ・監督員との協議による) ・色彩計画無し																																																																			
○ 11 使用材料等	使用材料の製造所、製品及び施工業者等は神社されたものの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。																																																																			
○ 12 特別な材料の工法	共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の指定工法による。																																																																			
○ 13 風荷重等	※ 建築基準法に基づき定められた風速(V0) ( m/sec ) ※ 建築基準法に基づき定められた雪荷重 ( ) ※ 地表面粗度区分 (・I ・II ・III ・IV )																																																																			
○ 14 記録報告	工事履行報告書は、下記に記載する。 ※ 毎月1回 ・監督員の指示 内 容 工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真 添付書類 月間工程表、各工種の区分毎の社内検査報告書(写真含む)																																																																			
○ 15 電子新品	電子商品品は、福島県電子納品ガイドライン(営建工事編)により納品を行う。 対象書類 (工事写真 ・施工計画書 ※ 完成図 ・その他( )) ※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ※ 工事写真のスマネイリ一覧を提出する。																																																																			
○ 16 完成時の提出書類	(1) 完成図面 (※ 提出する ・提出しない) ・黒墨紙(金文字入)A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部) (2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・提出しない) ハードファイルA4版(1部) (3) 完成図 (※ 提出する ・提出しない) A2版、A3版2つ折り製本(各1部) (4) CADデータ、PDFデータ(1式) (※ 提出する ・提出しない) (※ CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。 (※ PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。)																																																																			
○ 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)	第1編(総則)1.8.4(完成図その他)によるほか、下記による (1)種類及び記入内容																																																																			
○ 18 設計CADデータ貸与	※ 有 ・無																																																																			
○ 19 工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。 着工前 着工中 着工 部数 既済検査 ○ ○ ○ 1部 竣工検査 (既往後) ○ ○ ○ (O) (O) (O) 1部 ※ 上記以外の必要写真是、監督員の指示による。 ※撮影は福島県土木部制定「建設設備工事写真管理基準」による。																																																																			
県〇〇建設事務所建築住宅課 〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名 設計者氏名	工事名称 印 図面名称 建築関係工事特記仕様書 図面番号																																																																		

章	項目	特記事項																										
1 電 氣 設 備 共 通 事 項	工事項目（電気設備工事）○印を付したもの																											
	工事項目 建物種別及び屋外 1 2 3 4 屋外																											
	1 電灯設備																											
	2 動力設備																											
	3 電熱設備																											
	4 雷保護設備																											
	5 受変電設備																											
	6 電力販売設備																											
	7 発電設備																											
	8 構内情報通信網設備																											
	9 構内換気設備																											
	10 情報表示設備																											
	11 映像・音響設備																											
	12 批量設備																											
	13 誘導支援設備																											
	14 テレビ共同受信設備																											
	15 電算機システム設備																											
	16 防災・入退室管理設備																											
	17 火災警報設備																											
	18 中央監視制御設備																											
	19 中央監視装置																											
	20 構内配電盤路																											
	21 構内通信線路																											
	22 テレビ電波障害防除設備																											
	23 整理工事																											
	24																											
	25																											
	26																											
	工事项目的分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。																											
	項目 特記事項																											
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。																											
○ 2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 〔県：第1編1.5.1〕 〔県：第4編1.2.1〕																											
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県：第1編1.5.3〕																											
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解説、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工する。																											
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」、及び、「建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)」による。  (2) 本工事施設の耐震性能の分類は下記による。 ・特定の施設（・甲類1 ・甲類2 ・乙類1 ・乙類2 ） ・一般の施設（その他）  (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。																											
	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="2">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th>特定の施設</th><th>一般的施設</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">重要機器</td><td>甲類1.2 及び乙類1.2</td><td>その他</td></tr><tr><td>耐震クラス</td><td>耐震クラスA</td><td>耐震クラスB</td></tr><tr><td>上層階・屋上及び屋根</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td><td></td></tr></tbody></table> <p>注：( )内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する</p>	設置場所	耐震安全性の分類		特定の施設	一般的施設	重要機器	甲類1.2 及び乙類1.2	その他	耐震クラス	耐震クラスA	耐震クラスB	上層階・屋上及び屋根	2.0	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	0.6	1階及び地下階	1.0	0.6	0.4	(1.5)	(1.0)	(0.6)	
設置場所	耐震安全性の分類																											
	特定の施設	一般的施設																										
重要機器	甲類1.2 及び乙類1.2	その他																										
	耐震クラス	耐震クラスA	耐震クラスB																									
上層階・屋上及び屋根	2.0	1.5	1.0																									
中間階	1.5	1.0	0.6																									
1階及び地下階	1.0	0.6	0.4																									
(1.5)	(1.0)	(0.6)																										
	※ 上層階の定義は次による																											
	<table border="1"><thead><tr><th>建物階数</th><th>上層階</th><th>建物階数</th><th>上層階</th></tr></thead><tbody><tr><td>2～6階建</td><td>最上階</td><td>10～12階建</td><td>上層3階</td></tr><tr><td>7～9階建</td><td>上層2階</td><td>13階建</td><td>上層4階</td></tr></tbody></table>	建物階数	上層階	建物階数	上層階	2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階	7～9階建	上層2階	13階建	上層4階															
建物階数	上層階	建物階数	上層階																									
2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階																									
7～9階建	上層2階	13階建	上層4階																									
	【重要機器】 ・配電盤 ・発電装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置(UPS) ・中央監視装置 ・太陽光発電設備																											
	(4) 設計用鉛直地盤力 設計用水平地盤力の1/2とし、水平地盤力と同時に働くものとする。																											
	(5) 軽量機器等の耐震施工 上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意する。																											
	(6) 建物への配管引込部の耐震処理は （・FEP方式 ・地中箱方式）とする。																											
	(7) エキスパンションジョイントの配線は、標準図により配線する。 電線端部にはブルボックスを設ける。 〔標準図-電力34〕																											
○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。																											
○ 7 埋戻し士	土中埋設配管の埋戻し士 ※根切り土中の良質土 ( ) (第1編 2.2.1) 配管保護部の埋戻し士 ※山砂 ( )																											
○ 8 試運転調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・照明装置 ・変電設備 ・構内換気設備 ・構内情報通信網設備 ・太陽光発電設備 ( ) ( )																											
○ 9 運転燃料	納入する（種別 1kg kg )																											
○ 10 配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。 (2) 埋込型分電盤からの立上がり配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。																											
○ 11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ステンレス製(SUS304) ・溶融亜鉛めっき(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットはダブルナットとする。 (4) ピット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・溶融亜鉛めつき ・電気亜鉛めつき製 ・ステンレス製																											
	福島県〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1																											
	設計年:令和〇〇年〇〇月																											
	建築士事務所名																											
	設計者氏名																											
	印																											
	図面名称																											
	電気設備工事特記仕様書(1)																											
	図面番号																											



6 現場環境改善（快適トイレの設置）	<p>・ 1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】            (1) 洋式(洋風)便座            (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む)            (3) 良い逆流防止機能            (4) 容易に開かない施錠機能            (5) 照明設備            (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】            (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示            (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫            (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)            (10) 紙と手洗器            (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推薦する仕様、付属品(任意)】            (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)            (13) 搞音装置(機能を含む)            (14) 着替え台            (15) 吸気対策機能の多重化            (16) 室内温度の調整が可能な設備            (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせて提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。 快適トイレを要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実績がある資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	9 熱中症対策	<p>(1) 工期・工程等 ・ 猛暑による作業不能日数</p> <p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数: ●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値 (気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和〇年～〇年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現地作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>県北</td><td>茂庭, 桑川, 福島, 舟倉, 三木松</td></tr> <tr><td>県中</td><td>船引, 鶴山, 湯本, 小野新町, 石川</td></tr> <tr><td>県南</td><td>白河, 東白川</td></tr> <tr><td>会津若松</td><td>金山, 若松</td></tr> <tr><td>喜多方</td><td>桧原, 喜多方, 西会津, 猿田代</td></tr> <tr><td>南会津</td><td>只見, 南郷, 田島, 桧枝岐</td></tr> <tr><td>相双</td><td>相馬, 鹿島, 清川, 川内, 庄野</td></tr> <tr><td>いわき</td><td>山田, 小名浜</td></tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 桑川, 福島, 舟倉, 三木松	県中	船引, 鶴山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猿田代	南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐	相双	相馬, 鹿島, 清川, 川内, 庄野	いわき	山田, 小名浜
建設事務所管内	観測地点																				
県北	茂庭, 桑川, 福島, 舟倉, 三木松																				
県中	船引, 鶴山, 湯本, 小野新町, 石川																				
県南	白河, 東白川																				
会津若松	金山, 若松																				
喜多方	桧原, 喜多方, 西会津, 猿田代																				
南会津	只見, 南郷, 田島, 桧枝岐																				
相双	相馬, 鹿島, 清川, 川内, 庄野																				
いわき	山田, 小名浜																				
7 再生資源利用(促進)計画	<p>・ 1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び砂からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>・ 2 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>																				
8 総合評価方式における技術提案書の確認	<p>1 内容</p> <p>※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について</p> <p>総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について着者との確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いて確認することを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																				
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名	工事名称																	
設計年:令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印	図面名称																	
				電気設備工事特記仕様書(3)																	
				図面番号																	